

袖ヶ浦市成年後見制度  
利用促進基本計画(改訂)

令和6年3月

袖ヶ浦市

# 目 次

## 第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的.....	0 1
2 成年後見制度について.....	0 2
3 計画の位置づけ.....	0 3
(1) 国の基本計画との関係	
(2) 市の他計画との関係	
4 計画の期間.....	0 4
5 国内における成年後見制度関係資料.....	0 5

## 第 2 章 成年後見制度利用に関する現状と課題

1 成年後見制度に係る本市の取組と現状	
(1) 成年後見制度の普及啓発 .....	0 9
(2) 成年後見制度の相談件数及び新規利用契約者数の件数の推移 .....	1 0
(3) 成年後見関係事件の申立件数及び利用者数の推移.....	1 1
(4) 市長申立の実施 .....	1 2
(5) 制度利用費用助成.....	1 2
(6) 法人後見事業.....	1 3
2 市民に対するアンケート結果.....	1 4
3 成年後見制度の利用促進における課題.....	1 6

### 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	1 7
2 計画の基本目標.....	1 7
3 施策の体系と取組内容	
【施策1】制度の普及と取組内容.....	1 8
【施策2】権利擁護支援の地域ネットワークづくり.....	1 9
【施策3】担い手の確保・育成と活躍支援の推進.....	2 1
4 事業の取組目標.....	2 1

### 第4章 計画の推進

1 計画の推進体制.....	2 2
2 計画の点検と評価.....	2 2

### 参考資料（法令・要綱）

成年後見制度の利用の促進に関する法律.....	2 3
袖ヶ浦市成年後見等開始審判請求実施要綱.....	2 8
袖ヶ浦市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱.....	4 4



# 袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画（改訂）

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の背景と目的

現在、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年問題）を間近に控え、少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加、プライバシー意識の高まりなど、地域住民のつながりが希薄化するとともに、地域が抱える問題は多様化・複雑化しています。

そのような中で、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、様々な取組がなされています。

一方で、高齢者や障がいのある人は、親族が亡くなるなど身寄りを失うことで、社会的孤立状態に陥りやすいことから、誰もがその人らしい暮らしを続けていくことを可能とするための権利擁護を必要とする人は増加傾向にあります。

認知症、知的障がい、その他の精神上的障がい等により、財産の管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うことは、喫緊の課題であり、これに対応するための制度として成年後見制度が整備されていますが、支援を必要とする人の利用に十分つながっていない状況です。

このような中、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）を平成28年に施行し、促進法第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「成年後見制度利用促進基本計画（第一期計画）」を策定しました。

また、促進法第14条第1項では、「市町村の講ずる措置」として、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定める」ことを努力義務としています。

本市におきましては、令和3年度に「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（以下「高齢者福祉計画」という。）」にあわせて策定しましたが、高齢者福祉計画が令和6年3月をもって計画期間が満了となることから、現状を踏まえ一部改訂を行ったうえで現計画を2年間延長し、令和8年度の次期地域福祉計画の策定にあわせ、統合してまいります。

## 2 成年後見制度について

認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る支援者である後見人・保佐人・補助人（以下、「後見人等」という。）を家庭裁判所が選任し対象者を法律的に支援する制度です。選任された後見人等が預貯金等の管理や介護サービス等の利用契約を行うことにより、対象者の財産や生活を守ることができます。

### ■成年後見制度の種類■

成年後見制度は、大きく分けて2つ、法定後見制度と任意後見制度があります。

#### ◆法定後見制度

本人の判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3つの類型から家庭裁判所によって選ばれた後見人等が本人を支援するものです。

#### ◆任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に代わってしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で定めておく制度で、本人の判断能力が低下した際に親族や任意後見人等が申立を行い、家庭裁判所により任意後見監督人が選任されることで契約の効力が生じます。

### ■後見、補佐、補助の違い■

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力がほとんどない人	判断能力が著しく十分でない人	判断能力が十分でない人
支援する人	後見人	保佐人	補助人
申立ができる人	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長等		
代理権	財産に関するすべての法律行為 (本人の同意は不要)	本人の同意を得た上で家庭裁判所が定める特定の法律行為	
同意権・取消権	日常生活に関する行為 (日用品の買い物等) 以外の行為	法律上定められた重要な行為 (相続の承認・住宅の改築等)	本人の同意を得た上で家庭裁判所が定めた特定の法律行為

代理権：後見人等が本人に代わって契約等の法律行為を行える権限。

同意権：本人が契約等の法律行為を行う場合には後見人等の同意が必要であるという権限。

### 3 計画の位置づけ

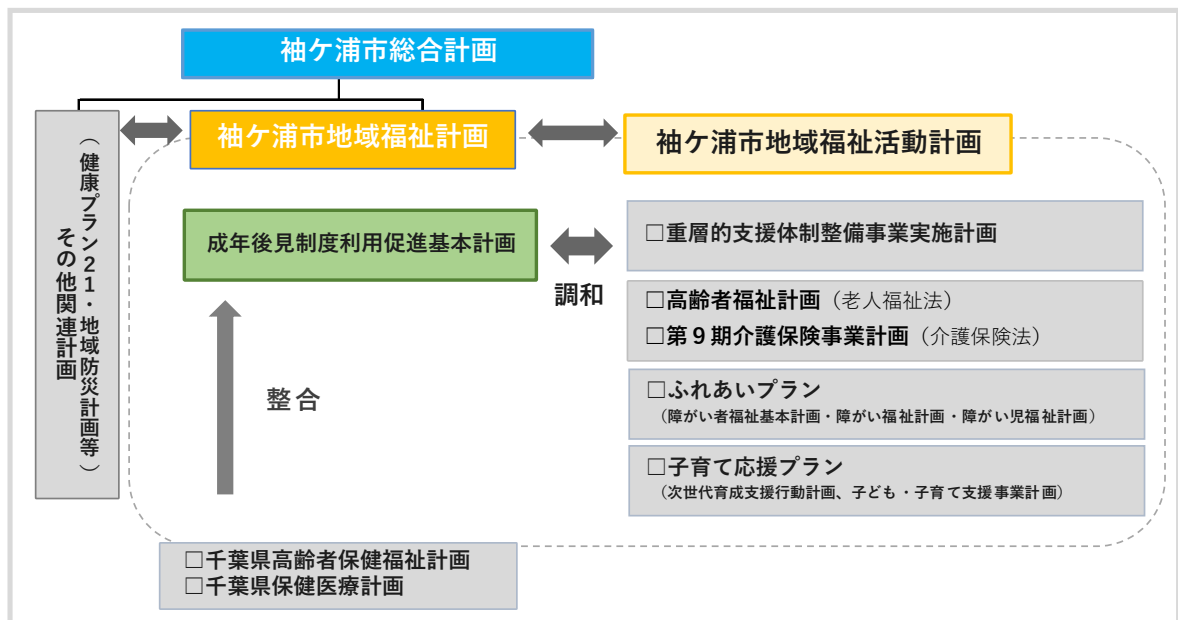
本計画は、促進法第14条第1項に規定する市町村計画として策定する計画です。地域福祉計画（第4期）への統合を見据え、現計画の改訂を図るものです。

#### (1) 国の基本計画との関係

本計画は、促進法第14条第1項に規定する基本的な計画として位置づけており、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（第二期計画 令和4年度から8年度）との整合性を図り、本計画を策定します。

#### (2) 市の他計画との関係

##### ■本計画の位置づけ■



#### 4 計画の期間

当初計画の満了期間を2年間延長し、令和3年度から令和7年度までの5年間で計画期間とします。

計画名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
基本構想	基本構想(12年間)											
総合計画	前期基本計画					後期基本計画						
実施計画	第1期		第2期			第3期			第4期			
① 地域福祉計画	第3期					第4期						
② 本計画(改訂)						計画延長						
③ 高齢者福祉計画(現計画)	第7期	成年後見制度利用促進計画 第8期			第9期		第10期			第11期(～R14)		
重層的支援体制整備事業					移行	(仮)重層計画						
ふれそ あ い が プ ラ ン	障がい者福祉基本計画	第3期(H30～)			第4期					第5期(～R17)		
	障がい福祉計画	第5期	第6期		第7期		第8期		第9期			
	障がい児福祉計画	第1期	第2期		第3期		第4期		第5期			

※③高齢者福祉計画・介護保険事業計画……………③高齢者福祉計画  
(第7章 成年後見制度利用促進基本計画)……………(現計画)→ ②本計画(改訂)



## 5 国内における成年後見制度関係資料

### 成年後見制度の利用状況等

#### 成年後見制度の利用者数の推移(平成29年～令和4年)

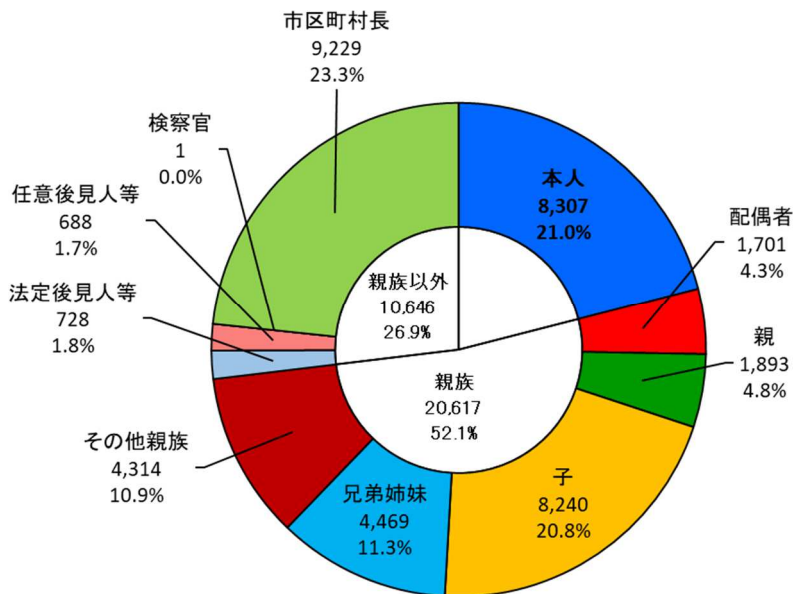
- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 令和4年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約72.8%、保佐の割合が約20.0%、補助の割合が約6.1%、任意後見の割合が約1.1%となっている。

(単位:人)



#### 申立人と本人との関係別件数(令和4年)

- 申立人については、市区町村長が最も多く全体の約23.3%を占め、次いで本人(約21.0%)、本人の子(約20.8%)の順となっている。



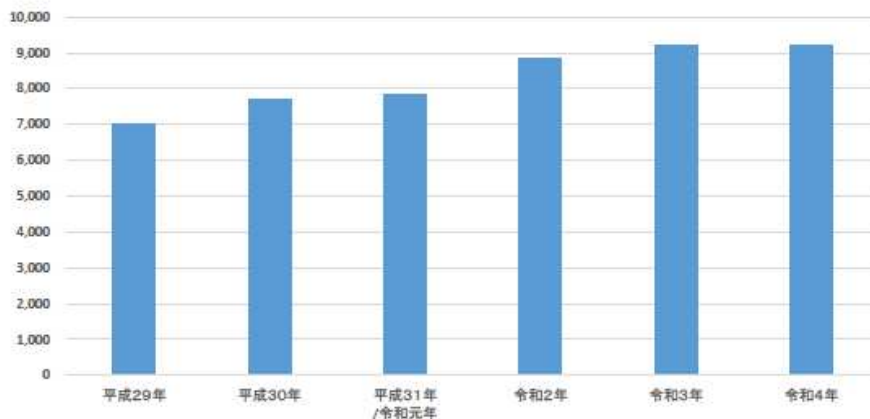
(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

資料 厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況(令和5年5月)」

## 市区町村長申立件数の推移(平成29年～令和4年)

○ 市区町村長が申し立てた事件数は増加傾向にあり、令和4年は全体の約23.3%となっている。

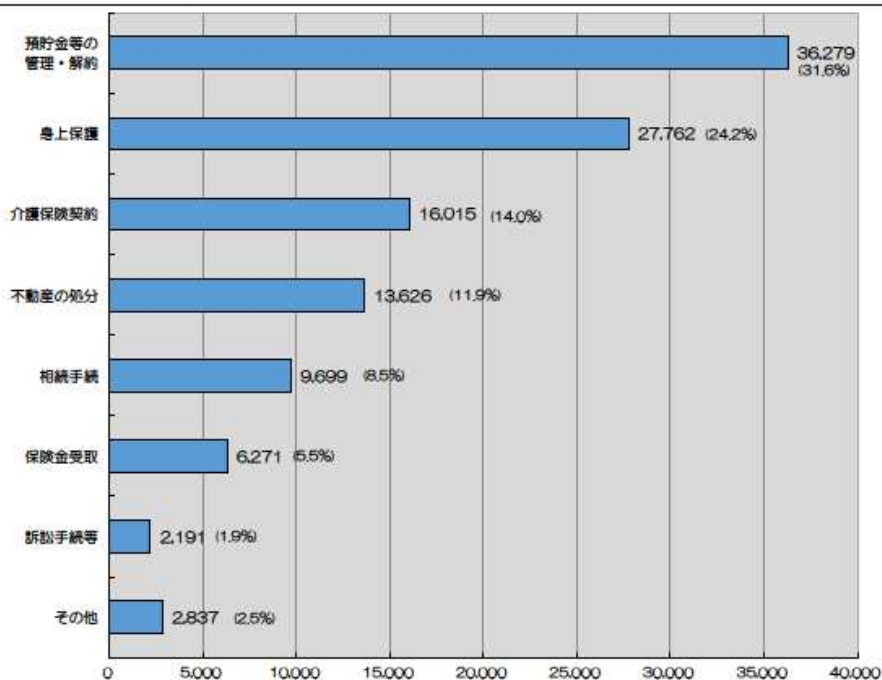


	平成29年	平成30年	平成31年 /令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
市区町村長 申立件数	7,037	7,705	7,837	8,822	9,185	9,229
総数に 占める割合	19.8%	21.3%	22.0%	23.9%	23.3%	23.3%
総数	35,486	36,186	35,640	36,858	39,361	39,570

(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

## 申立ての動機別件数(令和4年)

○ 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上保護となっている。



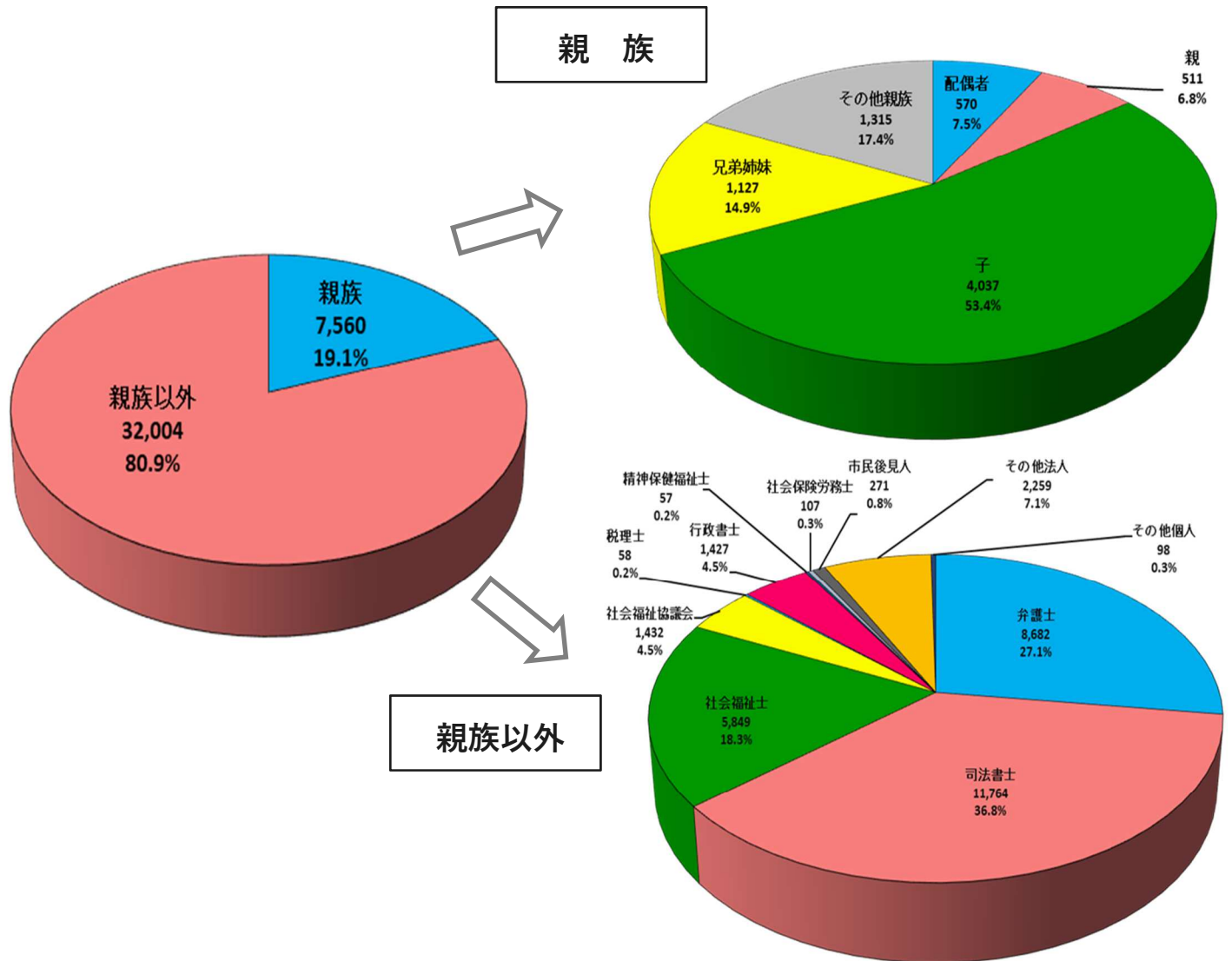
(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(件)

資料 厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況(令和5年5月)」

## 成年後見人等と本人との関係別件数(令和4年)

○ 成年後見人等と本人の関係については、親族(配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族)が成年後見人等に選任されたものが7,560件(全体の約19.1%)、親族以外の第三者が選任されたものが32,004件(全体の約80.9%)となっている。



(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。  
 (注2) 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

資料 厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況(令和5年5月)」

※図表に一部表記の追記あり

## 成年後見制度の利用に係る費用等について

### ○成年後見制度の申立てに要する費用

- ・申立手数料… 収入印紙800円  
(保佐・補助の代理権又は同意権付与の申立てをする場合には各800円を追加)
- ・登記手数料… 収入印紙2,600円(任意後見は1,400円)
- ・送達・送付費用… 郵便切手3,000円～5,000円程度
- ・鑑定費用… 鑑定を実施する場合には5万円～10万円程度(一般的な金額であり、鑑定人により異なる)  
※ 令和4年に鑑定を実施したものは全体の約4.9%

### ○成年後見人の報酬について

家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる(民法862条)。

※成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人及び任意後見監督人についても同様である。

→ 報酬額は裁判官が事案ごとにふさわしい額を決めているが、後見制度の利用者に向けた参考資料として東京家庭裁判所は「成年後見人等の報酬額のみやす」を公表している。

「成年後見人等の報酬額のみやす」(平成25年1月1日付け東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部)より抜粋

#### ⇒基本報酬

月額2万円。ただし、成年後見人が管理する財産額が1,000万円を超え5,000万円以下の場合には月額3万円～4万円、管理する財産額が5,000万円を超える場合には月額5万円～6万円。

#### ⇒付加報酬

身上監護等に特別困難な事情があった場合には、基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付加する。  
また、成年後見人が特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。

資料 厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況(令和5年5月)」

## 第2章 成年後見制度利用に関する現状と課題

### 1 成年後見制度に係る本市の取組と現状

#### (1) 成年後見制度の普及啓発

市及び社会福祉協議会のホームページやチラシを活用し、成年後見制度や市の助成制度、また日常生活自立支援事業についての周知に取り組んでいます。また、専門職や民生委員を対象とした研修を実施しています。

#### ■ 普及啓発活動について ■

啓発活動区分	啓発内容
チラシ・パンフレット	医療・福祉関係事業所等へチラシ・パンフレットの配布
広報紙	成年後見制度・相談窓口・中核機関等の記事
	市民後見人養成講座の受講生募集や実施状況等を掲載した記事
ホームページ	専門職・地域団体向けの研修会の実施状況等を掲載した記事

## (2) 成年後見制度の相談件数及び新規利用契約者数の件数の推移

成年後見制度の普及啓発活動等により、相談件数は増加傾向にあります。

### ■ 成年後見制度に関する相談件数の推移 ■

(単位 件)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
成年後見制度	33	56	31	84	※74
日常生活自立支援事業	4	7	7	29	※24

令和3年度までは、高齢者支援課で集計したもの

※令和5年9月末

令和4年度からは、中核機関で集計したもの

(地域福祉課・障がい者支援課・高齢者支援課・社会福祉協議会)

### ■ 日常生活自立支援事業の新規利用契約者数の件数の推移 ■

(単位 人)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数	11	21	26	25	※26
(新規・解約者数)	(2・0)	(6・0)	(8・5)	(7・6)	※(7・6)

社会福祉協議会で集計

※令和5年9月末

### ●袖ヶ浦市内の相談窓口

権利擁護支援と関係のある相談機関において、専門的な相談支援を行っています。

相談機関名	相談内容	連絡先
袖ヶ浦市社会福祉協議会 (権利擁護係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度に関する広報啓発、相談</li> <li>市民後見人の育成、支援、活用</li> <li>後見人支援</li> <li>法人後見事業</li> <li>日常生活自立支援事業</li> </ul>	0438-63-3891
袖ヶ浦市基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者等や家族への総合的・専門的な相談支援</li> <li>権利擁護事業 (成年後見制度利用支援、虐待防止)</li> <li>その他生活支援</li> </ul>	0438-62-3334
袖ヶ浦市地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の介護や生活に関する相談支援</li> <li>権利擁護事業 (成年後見制度利用支援、虐待対応・虐待防止等)</li> <li>認知症総合支援事業</li> <li>その他</li> </ul>	0438-62-3225
長浦地区地域包括支援センター		0438-53-8671
平川地区地域包括支援センター		0438-40-5994
袖ヶ浦市自立相談支援室 (そでさぼ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立支援事業</li> </ul>	0438-53-8840

### (3) 成年後見関係事件の申立件数及び利用者数の推移

#### ●成年後見関係事件申立人数

成年後見関係事件件数については、令和元年度から3年度までは27～29件で推移しておりましたが、令和4年度以降、申立人数が減少しています。

#### ■ 成年後見関係事件申立件数の推移 ■

(単位 人)

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
法定後見	後見開始	23	22	24	19	※7
	保佐開始	4	4	5	3	※3
	補助開始	1	0	0	1	※0
任意後見(監督人選任)		0	1	0	1	※0
計		28	27	29	24	※10

資料：千葉家庭裁判所

※令和5年9月末

(注) 被後見人等本人の住所が袖ヶ浦市であるものに限る。

#### ●成年後見制度利用者数

成年後見制度利用者数については、法定後見のうち、後見の利用者数が保佐、補助の利用者に比べて非常に多くなっています。成年後見、任意後見を合わせた利用者数は、300～311人の範囲で推移しています。

#### ■ 成年後見制度利用者数の推移 ■

(単位 人)

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
法定後見	後見	264	267	259	254	※251
	保佐	31	36	38	40	※44
	補助	5	6	6	5	※6
任意後見		0	2	3	3	※2
計		300	311	306	302	※303

資料：千葉家庭裁判所

※令和5年9月末

(注) 被後見人等本人の住所が袖ヶ浦市であるものに限る。

#### (4) 市長申立の実施

判断能力が十分でなく、制度の利用が必要で申立を行う親族がない場合などに、市長による後見等開始審判請求を行っています。

##### ●市長申立件数

市長申立件数については、後見について概ね年間5件以上の実績で推移しています。

##### ■ 市長申立件数の推移 ■

(単位 人)

	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	障	高	障	高	障	高	障	高	障	高
後見	1	5	3	8	2	6	2	6	※0	※5
保佐	0	1	1	2	1	2	0	1	※0	※0
補助	0	1	0	0	0	0	1	0	※0	※0
計	1	7	4	10	3	8	3	7	※0	※5

高齢者支援課、障がい者支援課 で集計したもの

※令和5年9月末

#### (5) 制度利用費用助成

申立費用や後見人等に対する報酬費用について、必要に応じて袖ヶ浦市成年後見等開始審判請求実施要綱に基づき、費用助成を行っています。

##### ●費用助成件数

費用助成件数については、件数は少ないものの一定の実績が続いています。

##### ■ 費用助成件数の推移 ■

(単位 件)

	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	障	高	障	高	障	高	障	高	障	高
申立費用	2	2	3	4	2	4	1	6	※0	※5
後見等報酬	0	0	5	2	5	7	10	7	※3	※3

高齢者支援課、障がい者支援課 で集計したもの

※令和5年9月末



## (6) 法人後見事業

制度利用の受け皿の拡充のため、後見人等を受任する法人後見事業を令和2年度から実施しています。法人として後見業務にあたることで、長期間の業務の継続、信頼性の確保、福祉的ニーズの高いケースへの対応が可能となっています。

### ■ 法人後見事業における受任件数の推移 ■

(単位 件)

事業名	R1	R2	R3	R4	R5
法人後見事業		4	2	7	※5

社会福祉協議会 で集計したもの

※令和5年9月末

## 2 市民に対するアンケート結果

障がい者支援課では、令和5年度をもって計画期間満了となる「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画」及び「袖ヶ浦市障がい福祉計画」に代わる新たな計画の策定に当たって、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向などを把握し、計画策定や計画推進に役立てる基礎資料とするために、アンケート調査を実施しました。

また、高齢者支援課では、袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に向け、高齢者の方などの生活の状況や生活支援サービスの必要性等を把握する基礎資料とするため、各種アンケート調査を行いました。

このうち、成年後見制度についてたずねた調査の概要は次に示すとおりです。

### ■ 調査の実施概要 ■

項目	内 容	
	「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画」 及び「袖ヶ浦市障がい福祉計画」 のアンケート結果	「袖ヶ浦市高齢者福祉計画 ・第9期介護保険事業計画」 のアンケート結果
調査対象	①障害者手帳又は自立支援医療受給者証をお持ちの方	①一般高齢者等（要介護認定を受けていない65歳以上、要支援1・2認定者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者） ②要介護1～2認定者 ③要介護3～5認定者 ④第2号被保険者（40～64歳）
配布数	3,500 票	3,387 票
有効回収数 (有効回答率)	1,794 票 (44.85%)	2,104 票 (62.1%)
調査方法	郵送法	郵送法
調査時期	令和4年12月	令和4年12月

## ■ 調査結果 ■

### 「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画」及び「袖ヶ浦市障がい福祉計画」 のアンケート結果

成年後見制度を知っているかたずねたところ、

- |                            |             |
|----------------------------|-------------|
| ① 「知っている。目的や内容についても理解している」 | 25.2%       |
| ② 「知っている。しかし目的や内容は知らない」    | 23.8%       |
| ③ 「知らない」                   | 44.7% であった。 |

### 「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」のアンケート結果

成年後見制度を知っているかたずねたところ、

- |                            |             |
|----------------------------|-------------|
| ① 「知っている。目的や内容についても理解している」 | 28.8%       |
| ② 「知っている。しかし目的や内容は知らない」    | 34.1%       |
| ③ 「知らない」                   | 30.9% であった。 |

また、障がい者福祉基本計画等のアンケートでは、成年後見制度の相談窓口を知っているかたずねたところ、

「知っている」 23.2%

「知らない」 70.2% であった。

さらに、一般高齢者、要支援1・2、第2号被保険者（40～64歳）を対象とし市民後見制度を知っているかたずねたところ、

「知っている」 15.1%

「知らない」 80.0% であった。

このようにアンケート結果から、成年後見制度の概要や相談窓口を知っていると答えた人の割合は、約4人に1人で認知度の低い状況が浮かび上がった。

### 3 成年後見制度の利用促進における課題（現状記載）

本市の現状を踏まえ、成年後見制度の利用促進を進めるための課題としては、以下の点が挙げられます。

課 題	<b>①成年後見制度について、市民や支援関係者に十分に知られていない。</b>
	国の第二期基本計画では、成年後見制度や相談先等の周知が未だ十分でない指摘されています。本市においても、制度自体の複雑さなどから、成年後見制度は多くの市民にとって身近なものではないと考えられます。制度自体の理解や、どのような場合に制度が役に立つのかについて、広く周知・啓発を行うことに加え、支援関係者には、制度利用の効果や留意点を浸透させる必要があります。
	<b>②権利擁護支援を必要とする人の増加が見込まれる。</b>
	単身高齢者・高齢者のみの世帯、また身寄りのない高齢者が増加していることや、障がいのある人を見守る家族の高齢化が進んでいることなどから、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援を必要とする人の増加が見込まれます。 本市においては、令和4年度に成年後見制度の利用促進のための中核機関を整備し、制度を効果的に活用して円滑に支援を進める仕組みづくりとして、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築に努めてまいりました。 増加する支援のニーズに対応していくためにも、中核機関を中心に地域連携ネットワークの更なる構築・活用を図っていく必要があります。
<b>③制度の利用を支える成年後見人等の担い手が不足している。</b>	
全国統計資料 [ 成年後見人等の本人との関係別件数（令和4年） ]（P7参照）のように、専門職のうち、弁護士・司法書士・社会福祉士の需要が高まる中、県南地域においてはその専門職の数が限られているため、後見人等を受任できる他の専門職や社会福祉協議会をはじめとした法人後見等受任団体との更なる連携強化が必要となります。 また、新たな担い手として期待される市民後見人等は、全国的にも少数ではありますが、本市としても引き続き市民後見人を養成する支援体制の充実が求められております。	

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

促進法第3条（基本理念）において、成年後見制度の利用の促進は、

- ① 「誰もが個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される。」
  - ② 「意思決定の支援が適切に行われ、自発的意思が尊重される。」
  - ③ 「財産の管理のみならず、身上の保護が適切に行われる。」
- の3つを踏まえて行うこととされています。

本市では、この考えに基づき、以下を本計画の基本理念として設定します。

#### ■ 基本理念 ■

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人が成年後見制度を円滑に利用して地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりを目指します。

### 2 計画の目標

誰もが住み慣れた地域において、個人としての尊厳が重んぜられ、その人らしく安心して生活できる地域づくりを目指します。

### 3 施策の体系と取組内容

#### 【施策1】制度の普及と取組内容

個別事業等		取組み内容	担当
1	制度の普及啓発事業(継続)	成年後見制度や日常生活自立支援事業、任意後見制度に関するチラシ・パンフレットを作成し、住民や、医療・福祉等の関係機関へ配布します。 また、ホームページや広報紙に制度に関する情報を掲載します。 住民や専門職向けに講演会や研修会を実施し、周知を図ります。	地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 社会福祉協議会
2	費用助成事業(継続)	申立人が市長または親族等を問わず、必要な人に申立費用や後見人等報酬費用の助成を行います。	障がい者支援課 高齢者支援課
3	市長申立の適正な実施(継続)	成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、申立を行う親族がいない人については、中核機関が開催する権利擁護支援定例会議にて支援方針を検討し、必要に応じて市長による後見等の申立を行います。	障がい者支援課 高齢者支援課
4	日常生活自立支援事業(継続)	障がいのある人や高齢者で、判断能力が比較的保たれている人に対し、福祉サービス利用に関する援助、金融機関からの現金の引き出し等の財産管理サービス、重要な書類の預かり等財産保全サービスを行います。 事業の利用を継続する中で判断能力の低下が見られた場合は、権利擁護支援ケース検討会議及び定例会議にて成年後見制度の利用の必要性を検討のうえ、法定後見制度の利用につなぎます。	社会福祉協議会

## 【施策2】 権利擁護支援の地域ネットワークづくり

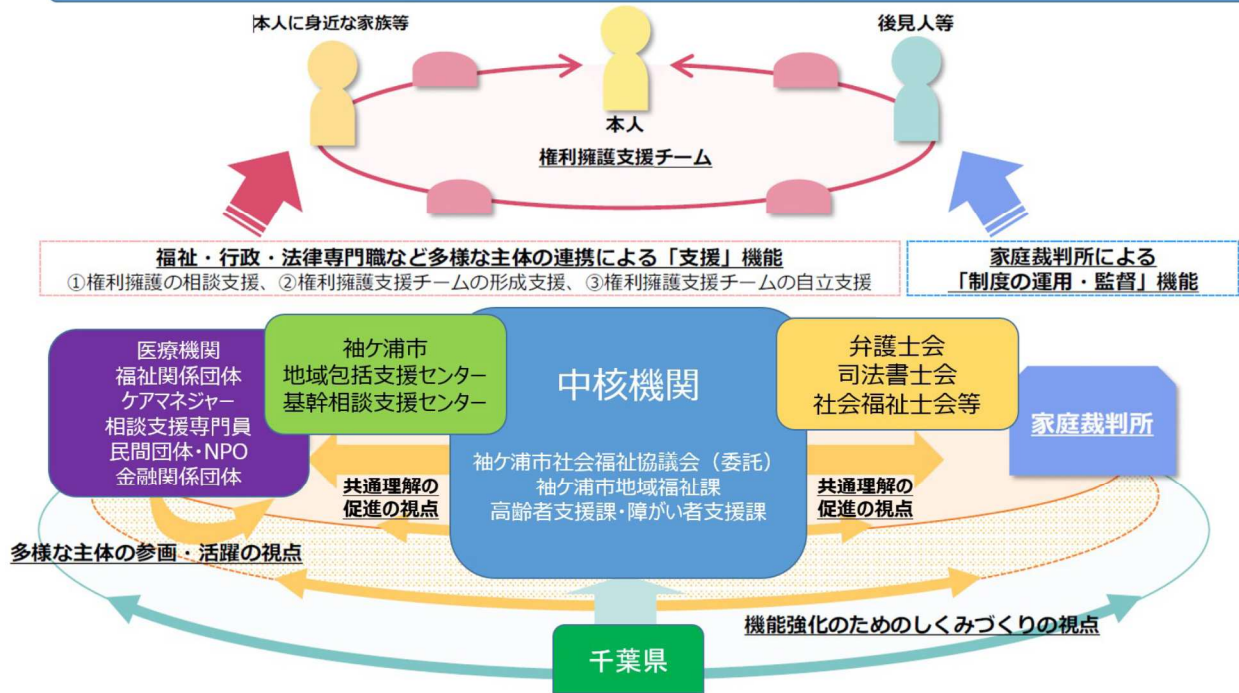
権利擁護支援を必要とする人が、地域社会の一員として尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするためには、地域社会がそのような人に気づき、必要に応じた支援に結びつけ、本人の意思を尊重した支援を継続する地域の仕組みである「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築が求められます。

この地域連携ネットワークの中核を担う「中核機関」は、市が令和4年度に整備し、市及び社会福祉協議会によって運営しております。

今後は、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」など、権利擁護支援を行う3つの場面を念頭に、現在の取り組みを展開しながら地域連携ネットワークづくりの機能強化に努めます。

個別事業等	取り組み内容	担当
1 中核機関の運営 (継続)	<p>中核機関は、「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」の4つの機能を有します。</p> <p>成年後見制度を必要とする人がスムーズに制度を利用することができるよう、制度の周知、相談窓口の明確化、後見人の受け皿の充実等の環境整備など、各事業の取り組みを行うほか、市と社会福祉協議会との連携・協力のもと、地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関の運営を行います。</p>	<p>地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 社会福祉協議会</p>
2 協議会の運営 (継続)	<p>地域連携ネットワークの構築を推進する協議会として、「権利擁護支援定例会議」及び「権利擁護推進会議」を実施します。</p> <p>「権利擁護支援定例会議」は、司法・医療・福祉の専門職アドバイザー及び中核機関職員により、権利擁護支援を必要とする対象者について支援方針と後見人候補者に関する事項等の検討・協議を行う会議です。</p> <p>「権利擁護推進会議」では、これらの専門職及び金融機関等の関係機関の連携体制を構築し、権利擁護支援における市の課題等について、協議及び提言を行います。</p> <p>地域の多様な主体の連携・協力関係を進めるため、これらの協議会の活用を関係機関に周知するなど、運営機能の強化に努めます。</p>	<p>地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 社会福祉協議会</p>

## 地域連携ネットワークとその中核となる機関のイメージ



※権利擁護支援の地域連携ネットワークは、支援が必要な人を地域や関係機関が支える「権利擁護支援チーム」、関係機関の連携・協力を進めるための「協議会」、個別支援や協議会が適切に実施されるようネットワークのコーディネートを担当する中核的な機関となる「中核機関」からなる。

### ■地域連携ネットワークのイメージ■



### 【施策3】 担い手の確保・育成と活躍支援の推進

社会福祉協議会による法人後見事業により後見人等の受け皿を増やします。

また、市民後見人養成研修を実施し、研修終了者に対するフォローアップ研修や、権利擁護支援の実務経験等を行うことで資質の向上を図り、将来的に市や社会福祉協議会の支援を受け市民後見人として活動する体制を構築するなど、地域における需要に対応できる体制を目指します。

個別事業等		取り組み内容	担当課
1	法人後見事業 (継続)	成年後見人等の受任の受け皿として、令和2年度から実施している法人後見事業を継続します。法人として成年後見人等を受任することで、後見等業務の持続性を高めるとともに、信頼性を確保します。 また、福祉的ニーズの高いケースに係る事案についても対応します。	社会福祉協議会
2	権利擁護人材の 育成・支援事業 (拡充)	市民後見人養成研修と研修終了者に対するフォローアップ研修を実施します。 養成研修の受講を終了した人に対し、日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見支援員を依頼するなど、市民後見人となるうえで活動の場を広げる取り組みを行います。	地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 社会福祉協議会

## 4 事業の取組目標

この課題の解決に向け、3つの施策と各個別事業を実施します。  
また、数値目標を設定している事業は、以下のとおりです。

### ■ 事業の取組目標 ■

個別事業	取組項目	単位	区分	R3	R4	R5	R6	R7	
【施策1-3】 成年後見制度利用支援事業 (市長申立の適正な実施)	市長申立の 実施人数	人	計画	障	6	6	12	3	5
				高	20	25	25	12	14
				計	26	31	37	15	19
			実績	障	3	3	0		
				高	8	7	5		
				計	11	10	※5		
【施策1-4】 日常生活自立支援事業	新規利用 契約者数	人	計画	4	4	4	6	6	
			実績	8	7	※7			
【施策3-1】 法人後見事業	新規受任件数	件	計画	3	3	3	5	5	
			実績	2	7	※5			
成年後見制度の概要や 相談窓口に関する認知度	認知度	%	計画	障				-	28.0
				高				-	30.0
			実績	障	×	25.2	×		
				高	×	28.8	×		

×住民意識調査未実施

※令和5年9月末

## 第4章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画は、袖ヶ浦市が策定し、袖ヶ浦市と袖ヶ浦市社会福祉協議会で構成する中核機関が中心となり、後見実施機関等の関係各機関と連携して推進します。

#### ■計画の推進体制■

- (1) 社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会
- (2) 後見実施機関（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、社会福祉法人、NPO 法人等）
- (3) 医療・介護・福祉・法律関係者

### 2 計画の点検と評価

本計画の推進状況については、令和7年度において、地域における制度利用の状況や取組の進捗状況を踏まえ、毎年の進捗状況を関連各課等で点検し、課題の整理や改善への取組を行います。

その結果を基に、PDCA サイクルでより効率的、かつ効果的な施策の推進を目指していきます。



## 参考資料（法令・要綱）

### ○成年後見制度の利用の促進に関する法律

発令　　：平成 28 年 4 月 15 日号外法律第 29 号

最終改正：平成 28 年 4 月 15 日号外法律第 29 号

改正内容：平成 28 年 4 月 15 日号外法律第 29 号[平成 30 年 4 月 1 日]

#### 目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本方針（第十一条）

第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）

第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条）

第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）

附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人

四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第四条第一項の規定により  
任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

## 第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。

二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

- 六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
- 七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
- 八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。
- 九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。
- 十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

### 第三章 成年後見制度利用促進基本計画

- 第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 成年後見制度の利用の促進に関する目標
    - 二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
    - 三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。
  - 4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

#### 第四章 成年後見制度利用促進会議

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

- 2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。
- 3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

#### 第五章 地方公共団体の講ずる措置

##### (市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

##### (都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[本文に係る部分は、平成二八年五月政令二一四号により、平成二八・五・一三から施行。  
ただし書に係る部分は、平成三〇年三月政令七四号により、平成三〇・四・一から施行]

##### (検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

## ○袖ヶ浦市成年後見等開始審判請求実施要綱

令和元年 10 月 31 日告示第 88 号

改正

令和 4 年 3 月 31 日告示第 92 号

令和 4 年 11 月 28 日告示第 272 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定に基づく成年後見制度の利用を支援するため、市長申立て審判請求の手續等を定めるとともに、成年後見制度の利用に係る費用の助成の実施に関し必要な事項を定めることにより、高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見等 民法第 7 条に規定する後見、同法第 11 条に規定する保佐及び同法第 15 条第 1 項に規定する補助をいう。
- (2) 要後見者 高齢者、知的障害者又は精神障害者であつて、成年後見等開始の審判が必要であり、次のいずれにも該当するものとする。
  - ア 事理を弁識する能力を欠く常況又は能力が不十分なために、日常生活を営むのに支障がある者
  - イ 成年後見等開始審判の請求を自ら行う事が困難である者
  - ウ 福祉サービスを利用する必要がある者で、福祉サービスを利用することにより福祉の増進が期待できるもの
- (3) 親族等 配偶者及び 4 親等内の親族をいう。
- (4) 成年被後見人等 民法第 8 条に規定する成年被後見人、同法第 12 条に規定する被保佐人又は同法第 16 条に規定する被補助人として成年後見等開始の審判を受けた者をいう。
- (5) 成年後見人等 民法第 8 条に規定する成年後見人、同法第 849 条に規定する後見監督人、同法第 12 条に規定する保佐人、同法第 876 条の 3 に規定する保佐監督人、同法第 16 条に規定する補助人又は同法第 876 条の 8 に規定する補助監督人として選任を受けた者をいう。
- (6) 市長申立て審判請求 次の各号のいずれかに該当する審判の請求であつて、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 の規定により市長が行うものをいう。
  - ア 民法第 7 条に規定する後見開始の審判
  - イ 民法第 11 条に規定する保佐開始の審判



- ウ 民法第 13 条第 2 項に規定する保佐人の同意を要する行為等の審判
  - エ 民法第 15 条第 1 項に規定する補助開始の審判
  - オ 民法第 17 条第 1 項に規定する補助人の同意を要する旨の審判等
  - カ 民法第 876 条の 4 第 1 項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
  - キ 民法第 876 条の 9 第 1 項に規定する補助人に代理権を付与する審判
- (7) 親族等申立て審判請求 前号のアからキまでに該当する審判の請求であって、親族等、成年後見人等又は本人が行うものをいう。
- (8) 報酬付与の審判請求 次のいずれかに該当する審判の請求であって、成年後見人等又は成年被後見人等が行うものをいう。
- ア 民法第 862 条の規定による成年後見人に対する報酬の付与又は同法第 852 条において準用する同法第 862 条の規定による後見監督人に対する報酬の付与の審判
  - イ 民法第 876 条の 5 第 2 項において準用する同法第 862 条の規定による保佐人に対する報酬の付与又は同法第 876 条の 3 第 2 項において準用する同法第 862 条の規定による保佐監督人に対する報酬の付与の審判
  - ウ 民法第 876 条の 10 第 1 項において準用する同法第 862 条の規定による補助人に対する報酬の付与又は同法第 876 条の 8 第 2 項において準用する同法第 862 条の規定による補助監督人に対する報酬の付与の審判

(市長申立て審判請求の対象者)

第 3 条 市長申立て審判請求の対象者（以下「市長申立て対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する要後見者であって、かつ、配偶者及び 2 親等内の親族による保護又は成年後見等開始審判の請求の期待ができない者で、市長が市長申立て審判請求を行う必要があると認めたものとする。

- (1) 老人福祉法第 5 条の 4 第 1 項の規定により本市が福祉の措置を行う者
- (2) 知的障害者福祉法第 9 条の規定により本市が援護を行う者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 49 条の規定により本市が相談又は助言を行う者
- (4) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 9 条の規定により本市が保険者となる者
- (5) 前各号のいずれかに準ずると市長が認めた者

(市長申立て審判請求の決定等)

第 4 条 市長は、市長申立て対象者について、心身の状況、親族の状況並びに収入及び資産の状況を調査し、家庭裁判所に対し市長申立て審判請求を行うものとする。ただし、市長申立て審判請求の内容が民法第 15 条第 1 項、第 17 条第 1 項及び第 876 条の 9 第 1 項に規定する補助に関することであるときは、補助開始審判請求同意書（様式第 1 号）により当該市長申立て対象者の同意を得なければならない。

2 市長は、市長申立て対象者の 3 親等又は 4 親等の親族に民法第 7 条に規定する後見等開始の審判の請求を行おうとする者がある場合は、前項の規定にかかわらず、市長申立て審判請求を行わないものとする。

3 市長は、市長申立て審判請求を行うことを決定したときは、成年後見等開始審判請求決定通知書（様式第2号）により当該市長申立て対象者に通知するものとする。

4 審判請求に係る申立書の提出、添付書類の作成及び予納すべき費用の支払その他の手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

（市長申立て審判請求に係る費用の負担）

第5条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、別表第1に定める市長申立て審判請求に係る費用を負担する。

2 市長は、市長申立て対象者が次の各号のいずれにも該当しないときは、前項の規定にかかわらず、当該市長申立て対象者に対し、本市が負担した当該審判請求に係る費用の全部又は一部を求償することができる。ただし、第4項に規定する費用負担命令の申立てが却下されたときは、求償しないものとする。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

（2）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

（3）市民税非課税世帯に属する者であり、別表第2に定める収入及び資産の基準のいずれにも該当し、当該世帯において日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないもの

（4）その他市長が特に必要と認める者

3 市長は、前項に規定する求償の可否を決定したときは、成年後見等開始審判請求費用・診断書作成費用求償決定通知書（様式第3号）により市長申立て対象者及び成年後見人等に対し通知しなければならない。

4 市長は、第2項の規定による求償をしようとするときは、審判請求と併せて、家庭裁判所に対し、家事事件手続法第28条第2項の規定による費用負担命令の申立てをしなければならない。

（市長申立て審判請求に係る診断書作成費用の立替払）

第6条 市長は、別表第3に定めるところにより、市長申立て審判請求に係る診断書の作成費用について、市長が特に必要と認めるときは、診断書を作成した医師に対し立替払を行うことができる。ただし、市長申立て対象者が立替払に反対する意思を示した場合は、この限りではない。

2 市長は、市長申立て対象者が前条第2項各号のいずれにも該当しないときは、当該市長申立て対象者に対し、本市が立替払をした診断書作成費用の全部又は一部を求償することができる。

3 市長は、前項に規定する求償の可否を決定したときは、成年後見等開始審判請求費用・診断書作成費用求償決定通知書（様式第3号）により市長申立て対象者及び成年後見人等に対し通知しなければならない。

（審判前の保全処分）

第7条 市長は、市長申立て対象者の状況を考慮し必要があると認めるとき又は緊急を要する場合において必要があると認めるときは、家事事件手続法第106条の規定による審判前の保全処分の申立てを行うものとする。

(親族等申立て審判請求に係る費用の助成)

第8条 市長は、親族等申立て審判請求の対象者が第3条各号のいずれかに該当し、かつ、第5条第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、当該親族等申立て審判請求を行った者に対し、別表第1及び別表第3に定めるところにより、親族等申立て審判請求に係る費用について助成することができる。

(親族等申立て審判請求に係る費用の助成の手続)

第9条 前条の規定により助成を受けようとする者は、親族等申立て審判請求に係る費用助成申請書(様式第4号)に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、親族等申立て審判請求について、家庭裁判所による審判があった日(以下「審判日」という。)の翌日から起算して12月以内とする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、助成の可否を決定し、親族等申立て審判請求に係る費用助成決定(却下)通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により助成の決定を受けた者が、助成金を請求しようとするときは、親族等申立て審判請求に係る費用助成金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(成年後見人等に対する報酬の付与に係る助成)

第10条 市長は、第2条第8号に掲げる報酬の付与の審判を受けた成年被後見人等が第3条各号のいずれかに該当し、かつ、第5条第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、当該成年被後見人等に対し、別表第4に定めるところにより、報酬の付与の審判において決定した成年後見人等に対する報酬の全部又は一部について、助成することができる。

2 助成対象者が死亡した場合において、当該助成対象者に交付すべき助成金で交付しなかったものがあるときは、当該助成対象者の成年後見人等であった者を助成対象者としてすることができる。

(報酬助成の手続き)

第11条 前条の規定により助成を受けようとする者は、成年後見人等報酬費用助成申請書(様式第7号)に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、報酬付与の審判請求に係る審判日の翌日から起算して12月以内とする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、助成の可否を決定し、成年後見人等報酬費用助成決定(却下)通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により助成の決定を受けた者が、助成金を請求しようとするときは、成年後見人等報酬費用助成請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第 12 条 市長は、第 9 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の規定による申請をした者が虚偽の申請  
その他不正の手段により助成金の支給を受けたときは、既に支給した助成金の全部又は一  
部を返還させることができる。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年 11 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の袖ヶ浦市成年後見等開始審判請求実施要綱（以下「新要綱」と  
いう。）第 8 条の規定は、親族等申立て審判請求に係る審判日が施行日以後であるものにつ  
いて適用する。

3 新要綱第 10 条の規定は、親族等申立て審判請求により成年後見人等となった者に対す  
る報酬の付与に係る助成については、報酬付与の審判請求に係る審判日が施行日以後である  
ものについて適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日告示第 92 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 11 月 28 日告示第 272 号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表第 1（第 5 条、第 8 条関係）

内容	助成基準額
手数料の収入印紙代	後見開始 800 円 保佐開始 800 円 補助開始 800 円 代理権付与 800 円 同意権付与 800 円
後見登記手数料の収入印紙代	2,600 円
郵便切手代	後見開始 3,518 円 保佐開始 4,518 円 補助開始 4,518 円
鑑定料	100,000 円

備考 上記の金額を上限とし、市長申立て審判請求及び親族申立て審判請求に係る費用の全  
部又は一部を負担する。

別表第2（第5条関係）

世帯人数	世帯合計収入額（年額）	資産（現金、預貯金、有価証券等）
単身世帯	150万円以下	350万円以下
2人世帯	200万円以下	450万円以下
3人世帯	250万円以下	550万円以下
4人以上世帯	250万円に世帯員4人以降1人につき50万円を加えた額以下	550万円に世帯員4人以降1人につき100万円を加えた額以下

備考 本人に土地・建物等固定資産がある場合は、直近の固定資産評価証明等により審査するものとする。

別表第3（第6条、第8条関係）

内容	助成基準額
診断書作成費用	10,000円

備考 上記の金額を上限とし、診断書作成に係る費用の全部又は一部を負担する。

別表第4（第10条関係）

成年被後見人等の状況	助成基準額
在宅	28,000円／月
施設入所	18,000円／月

備考

1 上記の金額を助成額の上限とし、家庭裁判所の決定した報酬金額の全部又は一部を助成する。

2 報酬金額が複数月にまたがる期間の合計金額である場合は、上記金額に決定された期間の月数を乗じ、その金額を上限とする。ただし、決定期間が1月に満たない場合は、日割り計算を行うものとし、算定した金額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

袖ヶ浦市長

様

補助開始審判請求同意書

私に関して、袖ヶ浦市長が民法第15条第1項、第17条第1項及び第876条の9第1項に規定する審判の請求を行うことに同意します。

住 所

氏 名

第 号  
年 月 日

様

袖ヶ浦市長

印

成年後見等開始審判請求決定通知書

様に関して、家庭裁判所に対して下記のとおり審判請求を行うことを決定したので通知します。

記

審判請求の内容(該当に○印)

	後見開始(民法第7条)
	保佐開始(民法第11条)
	保佐人同意権付与(民法第13条第2項)
	保佐人代理権付与(民法第876条の4第1項)
	補助開始(民法第15条第1項)
	補助人同意権付与(民法第17条第1項)
	補助人代理権付与(民法第876条の9第1項)
	費用負担命令(家事事件手続法第28条第2項)
同意権・代理権付与の場合の内容	

- 注 1 審判請求に要した費用について、家庭裁判所から費用負担命令があったときは、当該費用について求償することがあります。
- 2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、袖ヶ浦市を被告として(訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記2の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

担 当 課  
電話/FAX番号  
担 当 者

第 号  
年 月 日

様

袖ヶ浦市長

印

成年後見等開始審判請求費用・診断書作成費用求償決定通知書

様に対して行った の開始審判請求に要した費用の求償について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 求償する。

求償額		円
内 訳	手数料の収入印紙代	円
	後見登記手数料の収入印紙代	円
	郵便切手代	円
	鑑定料	円
	診断書作成料	円
理 由		

2 求償しない。

理 由	
-----	--

- 注 1 成年後見人、保佐人又は補助人の報酬付与の申立てをした際又は報酬額が決定した際には、下記担当まで連絡してください。
- 2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、袖ヶ浦市を被告として(訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記2の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

担 当 課  
電話/FAX番号  
担 当 者



袖ヶ浦市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号  
続柄

## 親族等申立て審判請求に係る費用助成申請書

下記の者に対し成年後見等審判開始を申立てたので、その費用について、袖ヶ浦市成年後見等開始審判請求実施要綱第9条第1項の規定により、助成の申請をします。

## 記

審判開始を受けた者	
氏名	
住所	
生年月日	年 月 日
電話番号	
費用の内容	
手数料の収入印紙代	円
後見登記手数料の収入印紙代	円
郵便切手代	円
鑑定料	円
診断書作成料	円
費用の合計	円

添付書類（市長が省略を認めた書類を除く）

- (1) 被後見人等の住民票の写し
- (2) 成年後見等開始の審判に係る審判書謄本の写し
- (3) 支出の根拠となる書類（領収書の写し等）
- (4) 第5条第2項に該当することを証するいずれかの書類
  - ア 第5条第2項(1) 生活保護受給証明書
  - イ 第5条第2項(2) 支援に係る受給証明書
  - ウ 第5条第2項(3) 次の書類
    - (ア) 被後見人等の属する世帯全員の住民税非課税証明書
    - (イ) 審判確定後に家庭裁判所に提出した被後見人等の財産目録の写し及び添付書類の写し
    - (ウ) 被後見人等以外の世帯員の財産目録（様式第10号）及び添付書類
- (5) その他市長が必要と認めた書類

様

袖ヶ浦市長

印

## 親族等申立て審判請求に係る費用助成決定（却下）通知書

親族等申立て審判請求に係る費用の助成について、下記のとおり決定したので通知します。

## 記

## 1 助成決定

審判開始を受けた者		
氏名		
住所		
生年月日	年 月 日	
電話番号		
助成決定額	円	
助成の内訳	手数料の収入印紙代	
	後見登記手数料の収入印紙代	円
	郵便切手代	円
	鑑定料	円
	診断書作成料	円

## 2 却下

理由	
----	--

注 1 この決定に不服がある場合には、その決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

親族等申立て審判請求に係る費用助成金請求書

年 月 日付け 第 号で決定のあった成年後見人等に対する報酬費用助成について、袖ヶ浦市成年後見等開始審判請求実施要綱第9条第4項の規定により下記のとおり請求します。

記

交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

振込希望金融機関	
口座種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第7号（第11条関係）

袖ヶ浦市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

成年後見人等報酬費用助成申請書

成年後見人等に対する報酬費用の助成を受けたいので、袖ヶ浦市成年後見等開始審判請求実施要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

成年被後見人等	
氏名	
住所	
生年月日	年 月 日
電話番号	
成年後見人等	
氏名	
住所	
生年月日	年 月 日
電話番号	
後見等の類型（○で囲む。）	後見 保佐 補助
報酬決定額	円
報酬決定期間	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類（市長が省略を認めた書類を除く）

- (1) 被後見人等の住民票の写し
- (2) 報酬付与審判書謄本の写し
- (3) 第5条第2項に該当することを証するいずれかの書類
  - ア 第5条第2項(1) 生活保護受給証明書
  - イ 第5条第2項(2) 支援に係る受給証明書
  - ウ 第5条第2項(3) 次の書類
    - (ア) 被後見人等の属する世帯全員の住民税非課税証明書
    - (イ) 家庭裁判所に提出した被後見人等の財産目録の写し及び添付書類の写し
    - (ウ) 被後見人等以外の世帯員の財産目録（様式第10号）及び添付書類
- (4) その他市長が必要と認めた書類

第 号  
年 月 日

様

袖ヶ浦市長

印

成年後見人等報酬費用助成決定（却下）通知書

成年後見人等に対する報酬費用の助成について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 助成決定

成年被後見人等	
氏 名	
住 所	
生年月日	年 月 日
電話番号	
成年後見人等	
氏 名	
住 所	
生年月日	年 月 日
電話番号	
後見等の類型（○で囲む。）	後 見                      保 佐                      補 助
報酬決定額	円
報酬決定期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 却下

理 由	
-----	--

注 1 この決定に不服がある場合には、その決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

助成決定者 住所  
氏名  
電話番号

成年後見人等報酬費用助成請求書

年 月 日付け 第 号で決定のあった成年後見人等に対する報酬費用の助成について、袖ヶ浦市成年後見等開始審判請求実施要綱第11条第4項の規定により下記のとおり請求します。

記

交付請求額 円

振込希望金融機関	
口座種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第10号

年 月 日

財産目録（本人以外の世帯員用）

袖ヶ浦市長 様

世帯員氏名 \_\_\_\_\_

※世帯員1人につき1枚の財産目録（本人以外の世帯員用）を作成して下さい。

上記の世帯員について以下のとおり報告します。

1 預貯金・現金

金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	残高（円）	備考
現金					
合計					

添付書類 過去1年分の預貯金通帳の写し

2 株式・投資信託・公社債・各種金融資産 有 無

種類	銘柄・振出人等	数量（口数・株数・額面金額等）

添付書類 残高が分かる明細書（有価証券取引残高報告書等）の写し

3 不動産（土地・建物） 有 無

所在	地番・家屋番号	地目・種類	地積・床面積(m <sup>2</sup> )	備考

添付書類 不動産登記事項証明書及び固定資産評価証明書（または納税通知書の写し）

## ○袖ヶ浦市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱

令和4年3月31日告示第98号

### (設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、関係機関の連携について中心的な機能を担うため、袖ヶ浦市成年後見制度利用促進に係る中核機関を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中核機関 専門職による専門的助言等の支援の確保、協議会等の事務局その他の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関をいう。
- (2) 成年後見人等 民法（明治29年法律第89号）第8条に規定する成年後見人、同法第12条に規定する保佐人及び同法第16条に規定する補助人をいう。
- (3) 市民後見人等 成年後見制度及び高齢者、障害者等に対する福祉活動に理解と熱意がある市民で、中核機関が実施する養成研修を受講し、成年被後見人等の権利擁護（以下「権利擁護」という。）のために、成年後見人等として活動を行うものをいう。

### (業務の内容)

第3条 中核機関は、法第3条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民後見人等となる人材の育成に関すること。
- (2) 成年後見制度に関する広報及び啓発活動に関すること。
- (3) 成年後見制度に関する相談及び支援体制の構築に関すること。
- (4) 地域に寄せられた相談に対する権利擁護の支援の必要性及び支援方針並びに地域課題について検討する会議の開催に関すること。
- (5) 成年後見制度の利用促進に関すること。
- (6) 成年後見人等の支援に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、権利擁護の推進のために必要と認める事業に関すること。

### (業務の委託)

第4条 前条に規定する中核機関の業務は、その全部又は一部を当該業務が適切に行われると認められる者に委託することができる。

### (関係機関等との連携)

第5条 市及び前条の規定により委託を受けた者は、第3条に規定する業務の実施について、関係機関等との連携を密にし、業務が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。



(遵守事項)

第6条 第3条に定める業務の実施に当たっては、職務上知り得た秘密を保持するものとし、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。